

入管取次申請

2022年12月4日 賃（日）

※ 出典となる「申請等取次制度の概要（改訂第8版）」（公益財団法人入管協会）では「等」が「申請等取次制度」のように頻出しますが、円滑な理解のために「等」を削除して表記いたします。また、円滑な理解のために文体は「です・ます」（丁寧体）ではなく「である」（常体）で表記します。

1 申請取次とは

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法（以下「特例法」）に定める一定の審査を行わなければならない外国人に代わって申請の窓口である地方出入国在留管理局や市区町村の事務所に出席し、申請書の提出に係る手続を行うこと。これを行う者を申請取次者という。

外国人は、申請取次が行われる場合には、自ら出席して申請を行うことができる状態であっても、これを行う必要がなくなる。この制度を「申請取次制度」という。

2 申請取次制度が設けられた趣旨

①外国人においては、地方出入国在留管理局への出席が免除されるので、仕事や学業に専念でき、負担軽減につながる。

②外国人を雇用する企業、留学生を受け入れる学校、旅行者においては、人事、国際渉外業務の担当職員が取次者として承認を受けることによって、雇用する外国人に係る入国・在留手続を効率的かつ円滑に進めることができる。

③申請の窓口においては、申請に不慣れな外国人によって直接行われる場合よりも入国・在留手続に関する知識を有する者を通じて行われる場合の方が書類や記載の不備が少なくなり、企業等に属する外国人について一括した申請も行われることから、事務処理の効率化・円滑化につながるとともに、申請の窓口の混雑も緩和される。

3 入国・在留関係の申請を行う者

（1）本人出席の原則

入管法には在留資格認定証明書交付申請のほか、住居地関係、在留カード関係、在留資格関係の申請が、特例法には特別永住許可申請、特別永住者が行う居住地関係や特別永住者証明書関係の届出がそれぞれ定められている。

本人出席の原則といわれるものであり、本人が申請の窓口に出頭すれば、申請人や届出人の同一性及び申請の意思を確実に確認することができ、申請の受付に当たって、申請の内容に不明な点があれば本人に即時に補正してもらうことができることから採用されている。

（2）本人出席の例外

本人が申請の意思能力や行為能力がない幼児の場合や疾病で申請窓口に出頭できない場合の申請について、本人が出頭しなくてもよい場合が定められている。

本人が幼児や疾病の場合に、別の者が本人に代わって申請を行わなければならないものがある。この者については、本人に代わって申請を行う義務を負う。この者を代理義務者とする。

このほか、本人以外の者が本人に代わって申請を行うことや申請手続を行うことが認められており、これらのうち、本人に代わって申請を行う者が代理人であり、申請書の手続を行う者が取次者である。なお、代理義務者はそのものが申請の義務を負うことからほかの代理人とは異なる。

代理義務者、代理人及び取次者は入管法、特例法及び特例法施行規則で定められている。

また、本人が在留申請オンラインシステムを利用して申請書を提出する申請の場合も、本人が申請窓口に出頭する必要はなくなる。

①取次者

これらのうち取次者について、取次者は、申請書や届出書の提出、旅券の提示、在留カードや特別永住者証明書の受領に係る手続を行う者である。これは施行規則や特例法施行規則に定められた行為（事実行為）である。取次者は、本人や代理人と異なり、申請書や届出書における申請人や届出人の署名欄への署名や作成年月日の記載ができず、申請書、届出書の作成後、記載内容に誤りが判明した場合や申請、届出の時までに変更が生じた場合でも、直接訂正することはできない。

なお、申請書や届出書は官公署に提出する書類であり、弁護士や行政書士以外の者が、業として、手数料などの報酬を得て作成することは、弁護士法（弁護士法第72条、第77条）又は行政書士法（行

政書士法第1条の2第1項、第19条、第21条)違反となることがあるので留意しなければならない。

取次者は、弁護士と行政書士については所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの、それ以外の者(法定代理人は除く。)は、地方出入国在留管理局長が相当と認めるものでなければならない。この「相当と認められる者」とは、親族・同居者を除いて、取次者として承認を受けた者(申請取次証明書(以下「証明書」という。)を交付された者)である。申請の取次に当たっては、取次者の資格及び本人確認のため、証明書の提示が求められる。

②在留申請オンラインシステムによる申請(施行規則第61条の3)

ア.同システムを利用できる者

外国人、法定代理人、配偶者、子、父又は母、受け入れ機関の職員、登録支援機関の職員、公益法人の職員、弁護士又は行政書士。

イ.対象となる申請

在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留機関更新許可申請、永住許可申請、在留資格取得許可申請、再入国許可申請、資格外活動許可申請、就労資格証明書交付申請。

いずれも外交及び短期滞在に係るものは除く。

ウ.留意すべきこと

弁護士又は行政書士以外の者が、業として、申請人又はその法定代理人などから手数料を得るなどして同システムに申請情報を入力した場合、弁護士法又は行政書士法違反となることがある。

(3) 本人出頭が必要となる場合

地方出入国管理局長が外国人の在留状況に照らして直接本人から事情を聴取する必要があると判断したときは、申請の取次は認められない。

また、外国人が「地方出入国在留管理局長が相当と認める者」(施行規則第61条の3第5項第1号)でないときは、在留申請オンラインシステムを利用することはできない。

さらに、代理人や取次者が申請し、又は同システムにより申請した場合であっても、その後の審査の過程で担当官が直接本人から申請内容の確認や在留状況の事情聴取をする必要があると判断したときは、本人の出頭を求められることがある。